令和2年12月橋本市議会定例会会議録(第2号)その6 令和2年12月7日(月)

(午後2時30分 再開)

○議長(土井裕美子君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。 順番5、4番 森下さん。

[4番(森下伸吾君)登壇]

○4番(森下伸吾君)皆さん、こんにちは。

私も先ほどの議員と同じように提案型の質問になると思いますが、どうかよろしくお願いいたします。

ただ今、議長のお許しを頂きましたので、通 告に従い、一般質問を行わせていただきます。

今回の一般質問、1項目めとしまして、高齢者や障がい者の安全を守る住宅用火災警報器の設置費用助成を、についてお聞きいたします。

本年10月、本市高野口町において住宅火災が発生し、住宅8棟が全焼、2人の高齢者の方がお亡くなりになりました。心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、二度とこのようなことが起こらないように、取り組めることは取り組んでいかなければなりません。

全国的に、65歳を超える高齢者が就寝中に火 災に遭遇し、気づかずに逃げ遅れることが原因 で犠牲になることが多くなっています。そうい った住宅火災から人命を守ることを目的とし て、住宅用火災警報器の設置が義務づけられま した。

しかしながら、高齢者が住む建築後年数がたっている住宅には、火災警報器が設置されていない場合があります。歩行が困難などの身体的に障がいがある方や高齢者の逃げ遅れを防ぐためにも、火災警報器に対する補助制度を設けるべきだと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、2項目めとしまして、行政手続きのデ

ジタル化でオンライン申請の推進についてお 聞きいたします。

9月に発足した菅内閣の目玉政策の一つが、 行政のデジタル化を推し進めるデジタル庁の 創設を伴う本格的なDX、デジタルトランスフ オーメーションへの転換です。

新型コロナ禍で露呈した行政手続きの遅さなどに対応するもので、1人当たり10万円の特別定額給付金では、国と地方のシステム連携が不整合で、うまくいかない原因になり、さらに、各自治体が振込口座を確認する作業に多大な時間を要したことなどで給付が立ち遅れる一因となっていることは、記憶に新しいところであります。

ICTやデジタルの活用は先進諸国に大きく水をあけられており、特に遅れが目立つのは行政のデジタル化だと指摘されています。パソコンやスマートフォンなどからオンラインで完結できる行政手続きは、全国平均で僅か7%程度との報道もあります。

本市においても国に歩調を合わせて、行政手続きのオンライン化の推進と、今後、DXに取り組むことは当然として、大事なことは今からでもすぐに実現可能な行政手続きのオンライン化、マイナンバーカードを活用したマイナポータル・ぴったりサービスのフル活用に取り組むべきだと考えます。

このシステムは、自治体レベルで新たなシステム構築などの必要はありません。このぴったりサービスは、各自治体の手続き検索、内容確認と電子申請機能を可能とするもので、災害時の罹災証明の発行申請から、子育ての関連では、児童手当等の受給資格の認定申請、保育施設等の利用申込み、妊娠の届出など、幅広い行政手続きをパソコンやスマートフォンから申請で

きます。

本市において、このマイナポータル・ぴった りサービスにあるメニューの中から、何と何を 既に活用し、今後追加を検討している項目があ るか、当局のお考えをお聞きいたします。

次に、3項目めとしまして、行政手続きにおける押印の見直しについてお聞きいたします。

中央省庁の行政手続きの押印廃止を強力に 推進している河野太郎行政改革担当大臣は去 る10月16日の会見で、約1万5,000の行政手続 きのうち99.247%の手続きで押印を廃止でき ると明らかにしました。

その約1万5,000手続きのうち、各省庁が押印を存続の方向で検討したいと回答したのは、 僅か1%未満の計111種類とのことです。

これらを踏まえ、国において行政改革担当大臣が推し進めているこの押印廃止について、言われているとおり、約99%の中央省庁の行政手続き文書の押印が実際に廃止された場合、我が市の行政文書においても何と何が連動して廃止できるのかなど、今から廃止対象リストの洗い出しを積極的にすべきと考えますが、当局のお考えをお聞きしまして、壇上の私の1回目の質問といたします。

○議長(土井裕美子君) 4番 森下さんの質問項目1、高齢者や障がい者の安全を守る住宅用 火災警報器の設置費用助成に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

[健康福祉部長(吉田健司君)登壇]

〇健康福祉部長(吉田健司君) 高齢者や障がい 者の安全を守る住宅用火災警報器の設置費用 助成を、についてお答えします。

本市では平成23年6月1日から、全ての住宅 に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。令和2年7月1日現在、本市における住宅 用火災警報器の設置率は72.5%となっています。 高齢者宅の住宅用火災警報器の設置助成について、本市には令和2年1月1日現在で、住民基本台帳上、約5,800名の65歳以上の独居高齢者がおり、約1,600世帯が未設置世帯であると推計でき、低所得者世代に限定した場合でも相当数の世帯が該当することとなり、実施するとした場合、財政的な負担の問題が出てきます。

また、既に自己負担で火災警報器を設置された世帯との公平性の問題などがあり、実施は困難と考えています。

今後も高齢者の安全を守るという観点から、 老人クラブ、介護予防教室等の各種団体やケア マネジャー等の介護保険事業者などに働きか け、火災警報器の設置義務や必要性についての 周知に努めて参りまいりますので、ご理解をお 願いいたします。

一方、障がい者の住宅用火災警報器の設置については、障がい者日常生活用具給付事業の中で費用助成を行っています。この制度の対象は、在宅で生活し、火災発生の感知、避難が困難な重度の障がい者で、障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯となります。

助成件数は、令和2年度1件、令和元年度4件、平成30年度1件となっており、資料で確認できる平成18年度以降、合計20件の助成を行いました。

障がい者への火災警報器の費用助成について、障がい者福祉のしおりを障害者手帳の新規 交付の際に福祉課窓口で配布するとともに、福 祉課ホームページにも掲載し、周知していると ころです。

〇議長(土井裕美子君) 4番 森下さん、再質 問ありますか。

4番 森下さん。

○4番(森下伸吾君)ご答弁いただきましたので、再質問をさせていただきたいと思います。 障がい者の方々については、重度の方に限ってですが、いろいろ条件はありますが、火災警 報器の設置費用の助成をされているということでありましたが、やはり高齢者に関しては、少し費用的なことを考えたら難しいと、本市においてはやはり、なかなか難しいのかなというふうにも感じましたが、少しまた角度を変えてお話をさせていただきたいと思いますが、先ほど、本市の設置率のお話もありました。

本市が火災警報器の設置率72.5%ということでありますが、これはどうでしょう、県から見て、国から見て、設置率はいかがでしょうか、高いんでしょうか。その辺の設置率の違いを教えていただければと思いますが、この辺は消防長になりますでしょうか。

- 〇議長(土井裕美子君)消防長。
- **〇消防長(木次則雄君)**森下議員の質問にお答 えします。

まず、最初に、健康福祉部長が登壇して、本市の設置率は72.5%と答弁しております。また、全国的には、全国平均で申しますと、全国的には82.6%、そして、和歌山県にありましては78.9%となっており、本市といたしましては、和歌山県よりは約6%弱の少ないということでなっております。

また、消防本部におきましても、橋本市におきましても、今後、広報等、設置推進に役立てていきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(土井裕美子君) 4番 森下さん。
- ○4番(森下伸吾君)ありがとうございます。 いろいろ取り組んではいただいていますが、 県に比べて、国に比べても、やはりまだまだ設 置率が低いということですので、上げていかなければならないというふうに思います。ですから、やはり、本市は設置してないところもまだまだ多いということであります。

火災警報器を設置している場合としていない場合では、やはり亡くなる方の数といいますか、そういうところも変わってくると思います。

そういう死亡率とか、あとは損害額なんかも変わってくると思いますが、そういった統計があればまた教えてもらえたらと思いますが。

- 〇議長(土井裕美子君)消防長。
- 〇消防長(木次則雄君)多分、議員おっしゃっているのは効果だと思われるんですが、実は、総務省消防庁から平成28年から平成30年までの3年間、住宅火災における住宅用火災警報器の効果が分析され発表されております。

その内容によりますと、死者数、焼損面積及 び損害額を見ると、住宅用火災警報器を設置し ている場合、設置していない場合に比べて、死 者の発生は4割減、また、焼損面積と損害額は 概ね半減しております。

以上のことから、住宅火災警報器を設置すれば、火災の発生時に死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少するということが分かっております。

以上です。

- 〇議長(土井裕美子君) 4番 森下さん。
- ○4番(森下伸吾君)ありがとうございます。 やはり設置をしておれば、死亡率も下がり、 損害額も下がるということでありますから、や はり火災警報器の設置というのは進めていか なければならないと思います。

私もこの質問をさせていただいて、全ての市 民の方に火災警報器を設置するための補助を 出してほしいというわけではなしに、やはり、 経済的にも身体的にも厳しい高齢者の方で、介 護が必要な方に対しては補助ができないかと いうふうに考えました。

特に高齢者の方ということでありましたが、 やはり年齢によっても火災で亡くなる方の割 合というのは違うとは思うんですが、その辺の データがもしあれば教えていただければと思 います。年齢別のことで。

- 〇議長(土井裕美子君)消防長。
- 〇消防長(木次則雄君)まず、最初に、これは

住宅警報器設置以前の平成22年の死者数が1,022名でありました。そのうち高齢者、65歳以上の死亡者数は、28年度で619人、そして、平成29年度で646人、平成30年で668人ということで、全体の70.7%を占めております。

死者数を年齢別に見ますと、65歳以上の高齢者が70.7%、先ほど言いました。特に81歳以上の方が多く亡くなっているとなっております。また、年齢が高くなるに従いまして著しく増加しており、特に81歳以上の階層は全年齢階層における平均の4.4倍となっております。

以上です。

- 〇議長(土井裕美子君) 4番 森下さん。
- ○4番(森下伸吾君)ということですね。

亡くなる方で65歳以上の方が7割を占めるということでありますので、やはり逃げ遅れの方が大変多いんじゃないかな。やはり、若い方、自分で逃げられることはどんどん自分で、もちろん逃げることができると思うんですが、死亡者の中で高齢者が多いというのは、やはりそういった逃げ遅れの方があるんじゃないかなと。

特に、やはり就寝中に多いんじゃないかなと思うんですが、その辺の、そうですね、寝ているときが多いんじゃないかなと思うんですが、その辺の時間的なことももし教えてもらえたらと思うんですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(土井裕美子君)消防長。
- 〇消防長(木次則雄君)時間帯になりましては、 住宅火災の死者、これは放火、自殺者等を除く んですが、時間帯別に見ますと、22時から翌朝 4時までの時間帯が平均の全時間帯の約1.5倍 となっております。統計にありましては約1時 間単位の調査で行っております。

以上となります。

- 〇議長(土井裕美子君) 4番 森下さん。
- ○4番(森下伸吾君)ありがとうございます。 やっぱり夜といいますか就寝中に亡くなる 方が1.5倍であるということであります。です

から、高齢者で就寝中に亡くなる方がやはり多いと。そこを抑えれば、亡くなる方の命も、また、財産も守れるんじゃないかと思って、今回質問させていただいたわけなんですが、65歳以上、対象者1,600世帯ですか、橋本市におりますが、どうでしょう、65歳でも元気な方はたくさんいらっしゃいますし、ご自分で自分のことをできる方はいらっしゃいますので、もう少し対象を上げて、75歳以上の対象とか、その辺のことも考慮しながら、この補助制度を少し考えていただくことはできないでしょうか。

- 〇議長(土井裕美子君)健康福祉部長。
- 〇健康福祉部長(吉田健司君)75歳以上になりましたら7割程度に減ってくると思いますので、人数的には減ってくると思うんですけども、まず、要介護の方についてはそもそも1人で住まわれる方が少ない、施設に入っている方も多いですし、介護で家の方と一緒に住んでいる場合も多いですので、極端に人数的には減ってくると思いますので、補助を出すのはなかなか、その少ないところへ出すのが難しいかなと思っています。

それと、答弁でも言わせていただいたように、 障がい者のほうの日常生活用具給付事業については今も残っています。高齢者につきましては、以前はありまして、多分平成18年ぐらいまで多分あったと思うんですけども、その当時の申請件数とかを見ますと、非常に少ないです。

だから、補助金を出しているのにも関わらず 非常に少ないということで、啓発のやり方も悪 かったのかなという気もするんですけども、今 回の答弁でいろいろ勉強させていただいたん ですけども、補助金を出せば設置率が上がると いうものではないかなと私自身思っています。

先ほど消防長の話もありましたように、和歌 山県下の平均に比べたら橋本市は少ないので、 何とか和歌山県下の平均よりも上のほうにす るということで、今、この警報機については結 構安くなってきて、安いのだったら二、三千円でつけることができるのかなと思っていますので、啓発のほうをしっかりやらしていただいて、その辺でご自身でつけていただくというのが設置率を上げる方法の一番いい方法かなと私自身は思っております。

- 〇議長(土井裕美子君) 4番 森下さん。
- ○4番(森下伸吾君)ありがとうございます。 本当に、まずご自身につけていただくのが理 想でありますが、いろんな方法でやはり普及率 を上げていく、設置していただいて自分の命を 自分で守っていただくということは基本であ ります。

そのためにもいろんな啓発活動をやっていただいていると思いますし、補助が厳しいというなら、その辺、啓発活動もいろいろ取り組んでいただいていると思うんですが、先ほどもちょっとありましたが、何か啓発活動について、これからもっとこんなんやるよとか、そういったことももしあれば教えていただきたいと思います。

- 〇議長(土井裕美子君)消防長。
- **〇消防長(木次則雄君)** お答えさせていただきます。

まずは設置率向上に向けて、先ほど65歳以上 の高齢者と言っていますけども、本市消防本部 としましては、まずは住宅一戸建て全体に広報 を進めていきたいと思います。

それに併せまして、防火訪問とか、そして、 毎年やっている住民訓練、それで、春秋の火災 予防運動などで、そういう広報的に、チラシと、 また、消防車両で広報、啓発していきたいと思 います。

それに併せて、また、住宅警報器の設置推進から10年経過していることから、電池切れとか機械本体の故障が起こる恐れがありますので、それも併せて啓発を実施してまいりたいと思います。

以上となります。

- 〇議長(土井裕美子君) 4番 森下さん。
- ○4番(森下伸吾君)ありがとうございます。 いろいろな啓発活動をやっていただいてい ますし、本当に、10年たって、ちょうど私の家 なんかもやはり10年前に設置しましたから、も うそろそろ取り替えらなあかんなと思います し、そういったこともしっかりと啓発していた だかなあかんと思います。

今回質問させていただいて、よく総理も自助・共助・公助とおっしゃいますが、自分で、自助でつけていただくのが一番理想なんですが、やはり火事が起こったときに、共助と言って火事の現場に、その方が動けなかったら助けに行くというわけにはいきませんよね、やっぱりこの辺りは、助けに行って2次災害に遭うということもありますので。

そういった公助が必要な方に対しては、やは り行政としても手を差し伸べていかないとい けないんじゃないかなと思います。

先ほども言いましたが、この間の高野口の火事のときに私も現場へ行かせていただいて、一瞬で市民の生命と財産がなくなると、消えてしまうという現場を見せていただいて、ほんまに何とかしてここでできることはやっていかなあかんのではないかなというふうにも痛感をさせていただきました。

本当に、こういったことも踏まえて、しっかりとこれからも提案できることはしっかりとまた提案させていただいて、もうこの警報器のことについても、また改めて考えていただければなというふうに希望しまして、私の1項目めは終わりたいと思います。

○議長(土井裕美子君)次に、質問項目2、行 政手続きのデジタル化でオンライン申請の推 進を、に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

[総合政策部長(上田力也君)登壇]

○総合政策部長(上田力也君) 行政手続きのデ ジタル化でオンライン申請の推進を、について お答えします。

マイナポータル・ぴったりサービスは、子育 てに関する手続きをはじめ様々な申請や届出 が簡単に検索でき、オンラインによる申請書入 力や印刷はもちろんのこと、一部の手続きでは 電子申請が可能となっています。

本市においては、ぴったりサービスで利用可能なものが16件あり、手続きの詳細を確認できるものが、妊娠の届出、支給認定の申請、保育施設等の利用申込み、児童扶養手当の認定請求、児童扶養手当の現況届の5件で、このうち、妊娠の届出、支給認定の申請、保育施設等の利用申込みについては、関係書類の様式を印刷することができます。

また、ぴったりサービスのオンライン上での申請書を作成し印刷できるものが児童手当関連で6件あり、受給事由消滅の届出、受給資格者の届出による学校給食等の徴収等の届出、受給資格者の申請による学校給食等の徴収等の変更等の届出、児童手当等に係る寄附変更等の申出、未支払いの児童手当等の請求となっています。

なお、電子申請が可能なものは児童手当関連で5件あり、児童手当等の現況届、氏名変更・住所変更等の届出、児童手当等の額の改定の請求及び届出、児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、保育施設等の現況届となっています。

今後は被災者支援の分野で、罹災証明書の発 行申請を追加する予定です。

〇議長(土井裕美子君) 4番 森下さん、再質 問ありますか。

4番 森下さん。

○4番(森下伸吾君)ありがとうございます。 本市でも実際このぴったりサービスを使っ て申請できるサービスが16件ですか、あって、 ほかにも印刷して使えるものもあるということでありますし、これからも被災者支援分野でもこれから追加していくということでありました。

でも、なかなか、ここでおる壇上の方々でも、 このぴったりサービスについて知っていらっ しゃった方はどれだけいらっしゃるかという ことでありまして、私を含めてですけども、な かなかいらっしゃらないんじゃないかなと思 います。

そういった意味で、市民の方がこれを使える ということはなかなかまだ浸透していないと 思いますが、その点いかがでしょうか。

- 〇議長(土井裕美子君)政策企画課長。
- ○政策企画課長(中岡勝則君) ぴったりサービスのところにつきましては、やはり今回、マイナンバーカードの取得に合わせて、マイナポータル、マイナポイントということで全国的に周知を図るよう政府も努めておるところではございます。

そういった周知に関連して、皆さんの目に触れる機会というのは今後増えてくるかと思いますし、橋本市におきましても、マイナンバーカードの交付の手続きについては、市民課を含め積極的に行っておるというところもありますので、そういった機会を捉えて、今後も周知に努めてまいりたいと思います。

- 〇議長(土井裕美子君) 4番 森下さん。
- 〇4番(森下伸吾君)ありがとうございます。 そうなんですよね。このぴったりサービスと いうのはマイナンバーカードを使っての申請 になりますので、マイナンバーカードを持って いなかったら申請できないんです、実は。

ですので、マイナンバーカードを普及していかないといけないんですが、今、どうでしょう、 橋本市の普及率というのは。せっかくなので教えていただければと思います。

〇議長(土井裕美子君)政策企画課長。

〇政策企画課長(中岡勝則君) 直近の資料としましては11月20日時点のものになります。橋本市としては、交付枚数が1万6,338ということで、26.2%の交付率となっておりまして、県内で比較しますと、県全体としては平均で19.7%、あと、県内で言いましたら、橋本市が一番交付されておる、交付率としては一番高いという現状になっております。

全国的にも22.7%ですので、それを上回る結果に今はなっておるというところでございます。

- 〇議長(土井裕美子君) 4番 森下さん。
- ○4番(森下伸吾君)ありがとうございます。

今、いろんなところで説明会とか、マイナン バーカードの申請の説明会とかを公民館とか でいろいろやっていただいていましたので、橋 本市はその点、普及率をすごく上げていただい ている、県で見ても国で見ても、進めていただ いていますので、さらにこれを活用したぴった りサービスもまた進めていっていただきたい というふうに思います。

現状、ぴったりサービスってどんなんよということで、皆さんご存じじゃない方も多いと思いますので、せっかくなので、画面を見せて説明したいと思います。

これがぴったりサービスのサイトであります。検索して、ぴったりサービスというふうに 打てば、このようにぴったりサービスが出てきます。子育てをはじめとするサービスを検索、オンライン申請することができます。

どうやってやるかと言いますと、これで地域を選べばいいわけです。これで和歌山県、橋本市を選びます。そうすると、こういうふうに、選べるカテゴリーに黒い字で出てきますので、例えば子育てということで、こういうふうに出てきますし、これで手当とかいう形で選んで、これで12件というふうに出てきます。こういうふうに、児童手当等の現況届とか、こういうこ

とが今出てくるようになっています。

それを押せば、詳細はこちら、詳しい内容が 載っていて、ここで下に、期間中なので申請が 今はできませんが、関連のリンクはありますけ ども、こういうふうな形で進めていけば申請が できるということであります。ですから、マイ ナンバーカードを持っている方であれば、こう いう形でいろいろ申請ができるということで あります。

先ほども言いましたように、まだまだこれ市民の方で知っていらっしゃる方も少ないと思います。橋本市のホームページを見ていましても、なかなかまだあまり載っていないということもありまして、実は、ぴったりサービスを先進的にやっていただいているのが新潟県の三条市というところになります。これ三条市のホームページですが、ぴったりサービスというふうな形で専用のサイトを作っています。ページを作っています。

ずっと見ていくと、こういうふうな形で、利用できますよということで、採用試験の申込みとか、ずらっとこういうふうに並んでいきます。

先ほどの児童手当等の現況届、これですね。 押すと、そちらにリンクが張られて、ぴったり サービスにリングが張られていて、飛んで、こ れで申請をするという形になります。マイナン バーがないので、今はできませんが。

こういう形で申請ができる専用のページがあるということであります。こういった形でも可能じゃないかなと思いますが、その点はいかがでしょうか。こういうページを作っていくというか、そういう点ではいかがでしょうか。

- 〇議長(土井裕美子君) 政策企画課長。
- ○政策企画課長(中岡勝則君) せっかくある手続きのサイトですので、市民の皆さまに使っていただくのが第一だと思っております。

その点で、議員、今ご指摘いただいたように、 先進自治体の例を参考にしながら、使いやすい ホームページ等も今後検討して、できればそういった集約した手続きのところを作っていけたらと考えております。

- 〇議長(土井裕美子君) 4番 森下さん。
- ○4番(森下伸吾君)ありがとうございます。 これに関しても、発展途上でありますから、 まだまだどういうふうに行くか分からないと いうのも、実は正直言ってあると思います。国 がまた違う、言えば電子申請の方法をまた打ち 出してくるかも分かりません。

菅内閣にとってはこれが肝煎りの政策でありますから、多分進んでいくのは間違いないということでありますので、しっかりと、新しくまた出てきたにしろ、このぴったりサービスを充実するにしろ、さらに橋本市としてよりよいオンライン申請ができるような環境づくりをこれからも取り組んでいただくことを期待しまして、二つ目は終わりたいと思います。

○議長(土井裕美子君)次に、質問項目3、行政手続きにおける押印の見直しに対する答弁を求めます。

総務部長。

[総務部長(小原秀紀君)登壇]

○総務部長(小原秀紀君)行政手続きにおける 押印の見直しについてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のみならず、業務の見直しによる効率化、行政サービスの効果的な提供、住民の利便性の向上などを目的に、現在、本市においても押印を求めている行政手続きについての押印廃止に向け、調査、洗い出しを進めているところです。

行政手続きに係る押印には様々な根拠があり、国の法令等の定めにより押印を求めている申請手続きについては、議員のおただしのとおり、国が積極的に押印廃止の検討を進めており、押印廃止の決定に合わせ、国から正式な通知等が示されると思われますので、その際は速やかに対応できるよう準備を進めてまいります。

また、本市の条例・規則等により押印を求めている申請手続きについては、先進自治体の取組みを参考として、現在、押印を求めている申請手続き及びその対象者、法令や条例などの押印を求めている根拠、押印の種類の指定などについての調査を進めているところであり、真に必要と判断される場合を除き、廃止の方向で検討したいと考えます。

今後、国から地方自治体に対して、押印廃止のためのガイドラインなども示される可能性があることから、国の動向も注視しつつ、押印廃止に向けて取り組んでまいります。

〇議長(土井裕美子君) 4番 森下さん、再質 問ありますか。

4番 森下さん。

○4番(森下伸吾君)ありがとうございます。 今現在も押印廃止に向け、いろいろ準備を進めていただいている、調査を進めていただいているということでありますが、各課にその調査を依頼して、どういうことで押印が要って、要らないものが何なのかということを進めていただいていると思うんですが、具体的にいつぐらいを目標にというのを、もし日時が決まっているのであれば、教えてもらうことができますか。

- 〇議長(土井裕美子君)総務部長。
- 〇総務部長(小原秀紀君) 現在、財政課の行革 担当を中心に調査を進めておりまして、各課に 照会しておりますのは、12月11日を締切りに調 査のほうを進めております。

それで、それを受けまして、来年1月末ぐらいまでに押印廃止の基準を策定予定でありまして、2月中に、押印が廃止できるかどうかについて、申請手続きごとに判断していきたいというふうに考えております。

- 〇議長(土井裕美子君) 4番 森下さん。
- ○4番(森下伸吾君)12月11日をめどに各課に 今、投げかけていただいているということです

ので、各部長、その辺も考慮していただいて、 進めていただきたいと思います。

これもやはり国からのガイドラインがはっきり出てこないと進められないというのが実際だと思いますが、示されたから、さあ取り組もうと言っても、なかなかやはり遅いというか、この辺はやはりスピード感を持って、オンライン化に関しては取り組んでいかなければならないというふうに思います。

ですから、今からしっかり準備ができるところは準備していただきたいというふうに思います。

そうやって取り組んでいただいて、2月です か、押印の廃止に向けて、また取り組めるとこ ろはどんどん取り組んでいただきたい。

国と市とはまた、先ほども、市の条例に関することの廃止に関してはまた別途進めていただいていると思いますが、この辺も連携してやっていただけるということだと思います。

とにかく、国のガイドラインが出された場合、 スムーズにやっていただけることを期待しま して、今回の一般質問はこれで終わりたいと思 います。

〇議長(土井裕美子君) 4番 森下さんの一般 質問は終わりました。

この際、3時20分まで休憩いたします。 (午後3時9分 休憩)